

事例研究～中国ビジネス法務

(第54回)
またしても日系企業が処分を受ける
独占禁止法が猛威を振るう

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

先月10日、広東省発展改革委員会は、独占禁止法違反により、日中合弁の自動車メーカーN社に1億2330万元もの制裁金を科し、同時にそのディーラー17社に対しても合計1912万元の制裁金を科しました。本ケースは、改めて当局による取り締まり活動への注意を喚起することになりました。今回は、この事件について解説いたしましょう。

◇再びメーカーとディーラーに同時処分

今回、N社及びそのディーラーが処分を受けたのは、昨年9月の一汽大衆（アウディ）とディーラー、クライスラー中国とディーラー、今年4月のメルセデス・ベンツとディーラーへの処分事件と非常に似通っています。その類似している点は、次の部分ではないかと思われます。

1. メーカー（総合代理店）からディーラーへの価格カルテル行為が、独占禁止法第14条所定の垂直型価格協定と認定されたこと。
2. ディーラー間の販売価格固定行為が、独占禁止法第13条所定の水平型価格協定と認定されたこと。

これらの理由により、上記4件の独占禁止処分事件において、いずれもメーカー（総合代理店）とディーラーが同時に処分を受けることになりました。

◇独禁法取り締まり、今後一層強化

今年4月にメルセデス・ベンツ社が処分を受けてから、しばらくの間は大きな独占禁止処分事件は起きておりませんでした。そんな中で、N社のケースは、当局による独占禁止調査と取り締まりが和らぐどころか、依然として活発であることを印象付けるものとなりました。

中国政府は、2013年11月の第18期三中全会で、「市場化」による改革開放の推進という長期的な目標（「市場化による適正化という目標」）を打ち出しました。これが、現在各分野で積極的に進められており、今後も長い期間続いてゆくでしょう。

例えば、前回の記事でも紹介しました国有企業改革について、最新の指導意見では、明らかに「市場化による適正化という目標」の徹底が反映されています。市場化された結果、必然的に公平な競争の環境が整備されてゆきます。その中でも独占禁止法による取り締まりは、重要な法的手段であるため、発展改革委員会等の取り締まり機関は、取締官を拡充しました。このため、独占禁止法の取り締まり活動は、今後も引き続き活発となり、さらに強化されていく可能性も高くなっています。

◇日系企業の留意ポイント

昨年8月12日に日系自動車部品メーカーが独占禁止法違反で巨額の制裁金を科されたわずか13カ月後に、再び日系企業が処分されるケースが発生しました。これは、独占禁止法分野でのリスクが依然として日系企業にとって軽視できないものであることを示すものと言えるでしょう。引き続き注目をしながら、積極的に対応してまいりましょう。